

## 平成三年国家公安委員会規則第五号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第五条第五項及び第二十三条第五項（同法第二十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく聴聞の実施に関する規則を次のように定める。

目次

### 第一章 総則（第一条）

第二章 主宰者（第二条—第八条）

第三章 代理人、補佐人、参考人等（第九条—第十三条）

第四章 意見聴取準備のための手続（第十四条—第十七条）

第五章 意見聴取（第十八条—第二十一条）

第六章 雜則（第三十八条—第四十一条）

附則  
第一章 総則（定義）  
第一条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 当事者 次のイからトまでに掲げる意見聴取の区分に応じ、それぞれイからトまでに定める者をいう。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第五条第一項の規定による法律（以下「法」という。）第五条第二項の意見聴取（法第三条又は第四条の規定による指定に係る暴力団（法第二条第二項第一項において同じ。））を代表する者（代表する者が欠けている場合には、これに代わるべき者。以下この号及び第三十九条第一項において同じ。）

ロ 法第十五条の二第八項において準用する法第五条第一項の意見聴取（法第十十五条の二第一項（同条第四項において準用する場合を含む。以下この号及び第十三条において同じ。）を代表する者（代表する者が欠けている場合には、これに代わるべき者。以下この号及び第十三条において同じ。））

ハ 法第十五条の二第九項において準用する法第五条第一項の意見聴取（法第十十五条の二第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による法第十五条の二第一項に規定する特定抗争指定暴力団等（同項に規定する特定抗争指定暴力団等をいう。第三十九条第一項において同じ。））

て同じ。）の規定による指定に係る指定暴力団等（法第一条第五号に規定する指定暴力団等をいう。以下この号及び第三十九条第一項において同じ。）を代表する者（代表する者）

ハ 法第十五条の二第九項において準用する法第五条第一項の意見聴取（法第十十五条の二第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による法第十五条の二第一項に規定する特定抗争指定暴力団等（同項に規定する特定抗争指定暴力団等をいう。第三十九条第一項において同じ。））

二 法第三十条の八第四項において準用する法第五条第一項の意見聴取（法第三十条の八第一項の規定による指定に係る指定暴力団等を代表する者）

本 法第三十条の八第五項において準用する法第五条第一項の意見聴取（法第三十条の八第三項の規定による同条第一項に規定する警戒区域の変更に係る特定危険指定暴力団等（同項に規定する特定危険指定暴力団等をいう。第三十九条第一項において同じ。）を代表する者）

ト 法第三十四条第一項の意見聴取 同項に規定する命令に係る者

ハ 法第三十五条第三項又は第四項の意見聴取 同条第一項の規定による命令（以下「仮の命令」という。）を受けた者

ト 法第三十五条第三項又は第四項の意見聴取に係る命令をしようとする理由又は仮の命令をした理由について重大な争点があると認める事案に係るもの

（意見聴取官）

第三条 意見聴取官は、意見聴取を主宰するに付いて必要な法律に関する知識経験を有し、かつ公正な判断ができると認められる都道府県警察の職員で警視以上の階級にある警察官又はこれに相当する職務にあるその他の職員のうちから警視総監又は道府県警察本部長が指名する。

二 意見聴取官は、意見聴取を主宰するほか、公安部員会又は指名公安部員が主宰する意見聴取につき、公安部員会から求められた場合にはこれを陪席して主宰者を補佐し、その他意見聴取に陪席して主宰者を補佐するものとする。

（除斥事由）

第四条 主宰者（公安部員会が主宰者である場合にあっては、出席する公安部員。以下この条、四 関係指定暴力団員 法第十二条の二の規定による命令に係る意見聴取において、当該命令に係る業務と当該命令に係る暴力的要件行為をした指定暴力団員（法第九条に規定する指定暴力団員をいう。第十一条の二第一項において同じ。）を代表する者は、直ちに、これを審査しなければならない。

五 参考人 意見聴取において、意見聴取に係る事案に関する専門的事項、当該事案の事実関係等について証言する者であつて、前各号に掲げる者以外のものをいう。

### 第二章 主宰者

#### （主宰者）

法第五条第一項（法第十五条の二第八項及び第九項並びに第三十条の八第四項及び第五項において準用する場合を含む。次項第一号において同じ。）、第三十四条第一項又は第三十五条第三項若しくは第四項の意見聴取は、都道府県公安部員会（以下「公安部員会」という。）が主宰する。

二 公安部員会は、必要があると認めるときは、公安部員会が指名する公安部員（以下「指名公安部員」という。）又は次条の意見聴取官に前項の意見聴取を主宰させることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する意見聴取については、意見聴取官に主宰させることができない。

一 法第五条第一項の意見聴取

二 法第三十四条第一項又は第三十五条第三項若しくは第四項の意見聴取であつて、当該意見聴取に係る命令をしようとする理由又は仮の命令をした理由について重大な争点があると認める事案に係るもの

（意見聴取官）

三 主宰者が事案の関係人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき。

四 主宰者が事案について参考人となつたとき。

三 主宰者が当事者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき。

四 主宰者が事案について参考人となつたとき。

（忌避の申出）

五 当事者又はその代理人は、主宰者が次の各号のいずれかに該当し、意見聴取の審理の公正を妨げるおそれがあるときは、その者の忌避を申し出ることができる。

一 主宰者が事案の関係人（法第九条、第十二条の三、第十二条の五、第十六条、第二十四条、第三十条の六第一項若しくは第三十条の九の規定に違反する行為、第三十条の五第一項に規定する暴力行為若しくは第三十条の八第一項各号に掲げる行為若しくは同項に規定する暴力行為の相手方又は第三十条の四に規定する請求者若しくはその配偶者等をいう。次号及び第三号において同じ。）であるとき。

二 主宰者が事案の関係人の四親等内の親族であるとき又はあつたとき。

三 主宰者が事案の関係人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき。

四 主宰者が当事者の四親等内の親族であるとき又はあつたとき。

（忌避の申出の時期）

二 主宰者は又はその代理人が第十九条第二項の規定により意見の陳述をしたときは、主宰者の忌避を申し出ることはできない。ただし、忌避の原因を知らなかつたとき又は忌避の原因がその後に生じたときは、この限りでない。

（手続の停止）

三 主宰者は、第五条第一項の規定による忌避の申出があつたときは、手続を停止するものとする。ただし、当該申出が手続を遅延させる目的のみで行われたことが明らかであると認められる場合、その他忌避の申出に理由がないと明らかに認められる場合であつて、主宰者がこれを却下したときは、この限りでない。

（忌避の申出についての措置）

一 主宰者が当事者若しくはその代理人若しくは補佐人であるとき又はあつたとき。

二 第一条の二第一項において同じ。）

三 主宰者が当事者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき。

四 主宰者が事案の関係人の四親等内の親族であるとき又はあつたとき。

五 主宰者が当事者の四親等内の親族であるとき又はあつたとき。

六 主宰者が事案の関係人の四親等内の親族であるとき又はあつたとき。

七 主宰者は、第五条第一項の規定による忌避の申出があつたときは、手続を停止するものとする。ただし、当該申出が手続を遅延させる目的のみで行われたことが明らかであると認められる場合、その他忌避の申出に理由がないと明らかに認められる場合であつて、主宰者がこれを却下したときは、この限りでない。

（忌避の申出についての措置）

一 主宰者が当事者若しくはその代理人若しくは補佐人であるとき又はあつたとき。

二 第一条の二第一項において同じ。）

三 主宰者が当事者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき。

四 主宰者が事案の関係人の四親等内の親族であるとき又はあつたとき。

五 主宰者が当事者の四親等内の親族であるとき又はあつたとき。

六 主宰者が事案の関係人の四親等内の親族であるとき又はあつたとき。

七 主宰者は、第五条第一項の規定による忌避の申出があつたときは、手続を停止するものとする。ただし、当該申出が手続を遅延させる目的のみで行われたことが明らかであると認められる場合、その他忌避の申出に理由がないと明らかに認められる場合であつて、主宰者がこれを却下したときは、この限りでない。

（忌避の申出についての措置）

一 主宰者が当事者若しくはその代理人若しくは補佐人であるとき又はあつたとき。

二 第一条の二第一項において同じ。）

三 主宰者が当事者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき。

四 主宰者が事案の関係人の四親等内の親族であるとき又はあつたとき。

五 主宰者が当事者の四親等内の親族であるとき又はあつたとき。

3 忌避の申出に係る公安委員は、前項の審査の議決に関与することができない。ただし、意見を述べることはできる。

2 公安委員会は、忌避の申出に理由があると認めるときは、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める措置を執らなければならぬ。

一 公安委員会が主宰者である場合における当該意見聴取に出席する公安委員の忌避のとき  
二 指名公安委員の忌避のとき その指名公安委員の指名を取り消すこと。

三 意見聴取官の忌避のとき その意見聴取官を交代させること。

### 第三章 代理人、補佐人、参考人等

(代理人)

第九条 当事者は、意見聴取に代理人を出頭させようとするときは、意見聴取の期日までに、当該代理人の氏名、住所及び当事者との関係を記載した別記様式第一号の代理人選任届出書を公安委員会に提出しなければならない。ただし、第二十三条第一項の規定により意見聴取が続行される場合において次回の期日において行う意見聴取に引き続き出頭させようとする代理人については、この限りでない。

前項の代理人選任届出書には、当事者が当該代理人に対して当事者のために意見聴取に関する一切の手続をすることを委任する旨を明示した書面を添付しなければならない。

(補佐人)

第十条 当事者は、意見聴取に補佐人を出席させようとするときは、次の各号に掲げる意見聴取の区分に従い、それぞれ当該各号に定める日までに、補佐人の氏名、住所、当事者との関係及び補佐する事項を記載した申請書を主宰者に提出してその許可を受けなければならない。ただし、第三号に掲げる意見聴取に出席させようとする補佐人であつて既に受けた許可に係る事項につき補佐するものについては、この限りでない。

一 第十四条第一項から第四項までの規定により通知された期日において行う意見聴取(第十六条第二項の規定による変更後の期日において行う意見聴取を含む。次号、第三号並びに第十一條の二第一項第一号及び第二号において同じ。)当該通知された期日前四日

二 第十四条第五項の規定により通知された期日において行う意見聴取 当該通知された期

三 第二十三条第二項の規定により通知された日期において行う意見聴取 当該通知された日期の前四日以内で主宰者が定める日

2 取の期日の前日までに、その旨を当事者に対し、意見を述べ、その他必要な補佐をするものとする。

3 補佐人は、第一項の許可があった場合には、意見聴取に出席し、意見を述べ、その代理人が直ちに取り消さないとときは、自ら陳述したものとみなす。

4 次の各号に掲げる意見聴取の区分に従いそれぞれ当該各号の陳述の要旨を記載した申請書を主宰者に提出しなければならない。

第十二条 法第十二条の二の規定による命令に係る当事者は、法第三十四条第四項の規定により許可を受けようとするときは、次の各号に掲げる意見聴取の区分に従いそれぞれ当該各号に定める日までに、当該命令に係る暴力的要要求行為をして指定暴力団員の氏名、住所及び意見の陳述の要旨を記載した申請書を主宰者に提出しなければならない。

二 第十四条第四項の規定により通知された期日において行う意見聴取 当該通知された期日前四日

二 第二十三条第二項の規定により通知された期日において行う意見聴取 当該通知された期日前四日以内で主宰者が定める日

1 主宰者は、法第三十四条第四項の規定による許可が行われたときは、意見聴取の期日の前日までに、その旨を当事者に対し書面により通知するものとする。  
(参考人)

2 当事者は、前項の申出により又は職権で、意見聴取に係る事案に関する事項について専門的知識を有する者、意見聴取に係る事案の関係人その他の適当と認める者に対し、参考人として意見聴取への出席を求める者の氏考人として意見聴取への出席を求めることができる。

名、住所及び証言の要旨を記載した申出書を主宰者に提出しなければならない。

主宰者は、前項の申出に係る者を参考人として意見聴取への出席を求める場合には、意見聴取の期日の前日までに、その旨を当事者に対し書面により通知するものとする。

(立会警察職員)

**第十三条** 主宰者は、必要があると認めるときは、当該事案の処理に関する事務を取り扱う当該都道府県警察の職員を意見聴取に出席させ、当該職員(第二十一条第一項において「立会警察職員」という。)に対し、指定等(法第三条、第四条、第五十五条の二第一項若しくは第三十条の八第一項の規定による指定又は法第五十五条の二第三項の規定による同条第一項に規定する警戒区域の変更若しくは法第三十条の八第三項の規定による同条第一項に規定する警戒区域の変更をいう。第十九条第一項、第二十三条第一項第二号及び第四十条第一項において同じ。)を除く(第二号及び第四十条第一項において同じ。)若しくは命令(法第三十四条第一項に規定する命令をいう。第十九条第一項、第二十三条第一項第二号及び第四十条第一項において同じ。)を除く(第二号及び第四十条第一項において同じ。)しようとする理由又は仮の命令をした理由に係る事実上又は法律上の事項その他必要な事項について説明をさせることができる。

**第四章 意見聴取準備のための手続**

(意見聴取の通知)

**第十四条** 法第五条第一項の意見聴取に係る同条第二項の規定による通知は、別記様式第二号の意見聴取通知書を送達して行う。

2 次の各号に掲げる通知は、別記様式第二号の一法第十五条の二第八項において準用する法第五条第一項の意見聴取に係る法第五十五条の二第八項において準用する法第五条第二項の規定による通知

二 法第三十条の八第四項において準用する法第五条第一項の意見聴取に係る法第三十条の八第四項において準用する法第五条第二項の規定による通知

三 の各号に掲げる通知は、別記様式第二号の意見聴取通知書を送達して行う。

一 法第十五条の二第九項において準用する法第五条第一項の意見聴取に係る法第五十五条の二第九項において準用する法第五条第二項の規定による通知

二 法第三十条の八第五項において準用する法第五条第一項の意見聴取に係る法第三十条の二第九項において準用する法第五条第二項の規定による通知

3

八第五項において準用する法第五条第二項の規定による通知は、別記様式第三号の意見聴取通知書を送達して行う。

法第三十四条第一項の意見聴取に係る同条第二項の規定による通知は、別記様式第三号の意見聴取通知書を送達して行う。

法第三十五条第三項又は第四項の意見聴取に係る同条第五項において準用する法第三十四条第二項の規定による通知は、別記様式第四号の意見聴取通知書を送達して行う。

前五項の意見聴取通知書にあっては、第二号及び第三号に掲げる事項を記載して教示するものとする。

一 意見聴取に出頭しなかつた場合の措置

二 代理人を選任することができる旨

三 意見聴取において事案について意見を述べ、かつ、有利な証拠を提出することができることの旨

第一項から第五項までの通知は、法第五条第二項の意見聴取にあつては意見聴取の期日の十五日前までに、法第五条の二第八項若しくは第九項若しくは第三十条の八第四項若しくは第五項において準用する法第五条第一項又は法第三十四条第一項の意見聴取にあつては意見聴取の期日の七日前までに、法第三十五条第三項又は第四項の意見聴取にあつては意見聴取の期日の五日前までに、それぞれしなければならない。

前条第七項の規定は、前項に規定する公示について準用する。

(意見聴取の公示)

**第十五条 法第五条第二項** (法第五条の二第八項及び第九項並びに第三十条の八第四項及び十四条第二項(法第三十五条第五項において準用する場合を含む。)は、病氣その他のやむを得ない理由がある場合には、公安委員会に対し、別記様式第五号の意見聴取期日(場所)変更申出書に付することができる。)

2 前条第七項の規定は、前項に規定する公示について準用する。

2	公安委員会は、前項の申出により又は職権で、意見聴取の期日又は場所を変更することができる。
3	公安委員会は、前項の規定により意見聴取の期日又は場所を変更したときは、その旨を別記様式第六号の意見聴取期日（場所）変更通知書により当事者に通知するとともに、公示しなければならない。
4	前条第一項の規定は、前項の規定による公示について準用する。 （陳述書）
5	主宰者は、意見聴取を効率的に行うため必要があると認める場合において、当事者の同意があるときは、意見聴取の期日に先立ち、当事者に対し、事案についての意見を陳述した書面（次項において「陳述書」という。）の提出を求めることができる。

2	当事者は、意見聴取の期日に先立ち、主宰者に対し、陳述書を提出することができる。
3	主宰者は、出席している者が意見聴取の秩序を乱す又は不穏な言動をするとき、その他意見聴取の秩序を維持するため必要があると認めるとときは、秩序を乱した者に対し退場を命じ、その他意見聴取の秩序を維持するため国家公安委員会が別に定める措置を探ることができる。 （意見聴取の続行）
4	主宰者は、出席していける者が意見聴取の秩序を乱す又は不穏な言動をするとき、その他意見聴取の秩序を維持するため必要があると認めるとときは、秩序を乱した者に対し退場を命じ、その他意見聴取の秩序を維持するため国家公安委員会が別に定める措置を探ることができる。 （意見聴取の続行）
5	主宰者は、次の各号のいずれかに該当するときは、新たに期日を定めて意見聴取を続行するものとする。 一　天災、当事者又はその代理人の病気その他のやむを得ない理由により意見聴取を中断したとき。 二　期日において行われた意見聴取では指定等若しくは若しくは命令をするかどうか又は仮の命令が不當でないかどうかについての決定をするに熟さないと認めるとき。 三　前項の規定により意見聴取を続行する場合は、当該新たな期日における意見聴取の期日及び場所を別記様式第七号の意見聴取続行通知書を送達することにより当事者に通知するとともに、これらの事項を公示しなければならない。 ただし、当事者又はその代理人が意見聴取に出頭している場合には、当事者への通知については、意見聴取続行通知書の送達に代えて、これらの事項を口頭で告げれば足りる。

2	主宰者は、前条の手続が終わった後に、次節に定めるところにより、証拠調を行うものとする。 2　証拠調は、第三十四条に定める場合を除き、意見聴取の期日に行わなければならない。 （証拠調）
3	（意見聴取の方法） 第十八条 意見聴取は、口頭により行う。 （冒頭手続）
2	主宰者は、意見聴取の冒頭において、当事者又はその代理人に対し、指定等若しくは命令をしようとする理由又は仮の命令をした理由を告げなければならぬ。当事者又はその代理人は、前項の規定により告げられた理由に関し、意見を述べることができ。主宰者は、意見聴取の期日に行わなければならない。
3	（意見聴取の方法） 第十九条 意見聴取は、口頭により行う。 （意見聴取の方法） 第二十条 主宰者は、前条の手続が終わった後に、次節に定めるところにより、証拠調を行うものとする。 2　証拠調は、第三十四条に定める場合を除き、意見聴取の期日に行わなければならない。 （証拠調）
2	（意見聴取の方法） 第二十一条 主宰者は、必要があると認めるときは、事實上及び法律上の事項に関し、当事者又はその代理人に対し、問い合わせ、又は立証を促すことができる。 （意見聴取における発言等）
2	（意見聴取における発言等） 第二十二条 意見聴取においては、当事者若しくはその代理人若しくは補佐人若しくは関係指定暴力団員又は参考人若しくは立会警察官が意見の者は、意見の陳述又は証言その他の発言をすることができない。

2	（意見聴取の状況の報告） 第二十五条 指名公安委員又は意見聴取官が意見聴取を主宰した場合には、これらの者は、意見
3	（意見聴取の状況の報告） 第二十六条 主宰者は、法第五条第一項ただし書（法第三十条の人第四項及び第五項において準用する場合を含む。）又は第三十四条第一項ただし書（法第三十五条第五項において準用する場合を含む。）の規定により意見聴取を公開し同項の規定により作成した意見聴取調書を公安委員会に提出し、意見聴取の状況を報告しなければならない。 （非公開とする場合の手続）
2	意見聴取において発言することができる者が発言をしようとするときは、主宰者の許可を受けなければならない。されどその期日ににおける意見聴取をいう。以下この条及び第三十一条第一項において同じ。の終了後速やかに、その発言を制限することができる。
3	主宰者は、意見聴取において発言する者が事案の範囲を超えて発言するとき、その他意見聴取における審理の適正な進行を図る必要があると認めるときは、その他の意見聴取の者に対する制限を設けるべきである。
4	（意見聴取の状況の報告） 第二十七条 証拠調の申出が前条に定める方式によらないときは、（法第三十条の人第四項及び第五項において準用する場合を含む。）又は第三十四条第一項ただし書（法第三十五条第五項において準用する場合を含む。）の規定により意見聴取を公開し同項の規定により作成した意見聴取調書を公安委員会に提出し、意見聴取の状況を報告しなければならない。 （証拠調の申出の却下）
2	（意見聴取の状況の報告） 第二十八条 主宰者は、意見聴取における審理の適正な進行を図るために必要なと認めるとときは、意見聴取の期日外において、第二十八条の二の規定により関係指定暴力団員に対し意見の陳述を求め、第二十九条の規定により参考人に証言をさせ、又は第三十一条の規定により検証をすることができる。この場合において、公安委員会が主宰者であるときは、その指名する公安委員又は意見聴取官にこれらの証拠調を行わせることができる。
3	（意見聴取の状況の報告） 第二十九条 主宰者は、当事者若しくはその代理人に係る意見聴取においては、主宰者は、関係指定暴力団員に対し、当該命令に係る業務と当該命令に係る暴力的要挙行為との関係に關し、意見の陳述を求めるものとする。 （参考人の証言）
2	（意見聴取の状況の報告） 第三十条 主宰者は、当事者若しくはその代理人の申出により又は職権で、参考人に証言をさせることができる。 （鑑定）
3	（意見聴取の状況の報告） 第三十一条 主宰者は、当事者若しくはその代理人の申出により又は職権で、適當と認める者に鑑定を求めることができる。 （検証）
2	（意見聴取の状況の報告） 第三十二条 主宰者は、当事者若しくはその代理人の申出により又は職権で、検証をすることができる。 （証拠調の申出の方式）
3	（意見聴取の状況の報告） 第三十三条 主宰者は、（法第三十条の人第四項及び第五項において準用する場合を含む。）又は第三十四条第一項ただし書（法第三十五条第五項において準用する場合を含む。）の規定により公安委員又は意見聴取官に証拠調を行わせた場合にあつては、これらの者は、証拠調の終了後、次に掲げる事項を記載した別記様式第八号の証拠調書を速やかに作成し、これに記名押印しなければならない。 一　事案の件名 二　証拠調を行つた日時及び場所 三　証拠調を行つた者（公安委員会が証拠調を行つた場合にあつては、それに参与した公安委員）の職名及び氏名 四　証拠調に立ち会つた者の氏名及び住所 五　関係指定暴力団員の意見の陳述その他の發言の要旨、参考人の証言の要旨又は検証の概況

官（これらの者が主宰者である場合を含む。）が第一項の証拠調を行つた場合について、第三十六条第二項及び第三十七条の規定は前項の規定により作成された証拠調書について準用する。この場合において、第二十五条中「同項の規定により作成した意見聴取調書」とあるのは「第三十四条第三項の規定により作成した証拠調書」と読み替えるものとする。

（準用規定）

**第三十五条** 主宰者は、第二十七号の規定により証拠書類若しくは証拠物の提出を受けたとき又は第二十八条の規定により物件の提出を受けたときは、次に掲げる事項を記載した別記様式第九号の提出物目録を作成しなければならない。

- 一 事業の件名
- 二 提出を受けた年月日
- 三 提出者の氏名及び住所
- 四 提出を受けた証拠書類若しくは証拠物又は物件の標目並びに所有者の氏名及び住所
- 五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成三年国家公安委員会規則第四号）。第四十一条第二項において「施行規則」という。第三十五条第二項の規定は提出物目録を作成したときについて、同条第三項の規定は提出を受けた証拠書類若しくは証拠物又は物件の返還について準用する。この場合において、同条第二項中「公安委員会」とあるのは「主宰者」と、同条第三項中「公安委員会」とあるのは「主宰者」と、「別記様式第十二号」とあるのは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則（平成三年国家公安委員会規則第五号）別記様式第十号」と読み替えるものとす。

### 第三節 意見聴取調書

#### （意見聴取調書の作成）

**第三十六条** 主宰者は、意見聴取の終了後、次に掲げる事項を記載した別記様式第十一号の意見聴取調書を速やかに作成し、これに記名押印しなければならない。

- 一 事業の件名
- 二 意見聴取の期日及び場所
- 三 主宰者（公安委員会が主宰者である場合にあつては、出席した公安委員）の職名及び氏名
- 四 関係指定暴力団員及び参考人の氏名及び住所

4 第二十五号の規定は、公安委員又は意見聴取

五 意見聴取の進行の要領	六 当事者又はその代理人の第十九号第二項の規定による意見の陳述その他の発言の要旨
七 提出された証拠の標目及びその証拠調の有無並びに証拠調を行つた証拠の内容	八 関係指定暴力団員の意見の陳述その他の発言の要旨
九 参考人の証言の要旨	十 検証の概況
（意見聴取調書の閲覧）	十一 意見聴取を公開しないこととした場合に
（意見聴取の公示に伴う措置）	は、その旨及びその理由
（第六章 雜則）	十二 意見聴取調書には、書面、図画、写真その他主宰者が適当と認めるものを添付して調査の一部とすることができる。
（意見聴取の公示）	（意見聴取の再開）
（意見聴取の公表）	（意見聴取の再開）

第一節 意見聴取の実施	第二節 意見聴取の終結
第三十九条 公安委員会は、第十五条第一項に規定する公示又は第十六条第三項（同項の規定の例によることとされる場合を含む。）若しくは第二十三条第二項の規定による公示をした場合においては、事業の件名並びに当事者の氏名及び住所を記載した書類を作成し、一般的閲覧に供するものとする。	第四十条 公安委員会は、意見聴取が終結した後において、指定等又は命令を行うため特に必要が生じたときは、改めて意見聴取を行うことができる。
（当事者がその地位を失つた場合の措置）	（当事者がその地位を失つた場合の措置）
第四十一条 公安委員会がこの規則の規定により見聴取の通知をしてから意見聴取が終結するまでの間に当該意見聴取に係る暴力団、指定暴力団等又は特定抗争指定暴力団等若しくは特定危険指定暴力団等（以下この項において「暴力団等」という。）を代表する者であった者が死亡その他の事由によりその地位を失つた場合又は法第十五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）若しくは法第三十三条の十一第一項の規定による命令に係る第十四条第四項若しくは第五項の意見聴取の通知をしてから意見聴取が終結するまでの間に管理者（法第十五条第一項に規定する管理者をいう。以下この項において同じ。）であつた者が交代その他の事由によりその地位を失つた場合には、公安委員会は、新たに当該暴力団等を代表する者又は管理者となつた者に対し、やむを得ない理由があるときは第十六条第一項の規定の例により意見聴取の期日又は場所の変更を申し出ることができる旨を、書面によつては、出席した当事者又はその代理人、補佐人、関係指定暴力団員及び参考人の氏名及び住所	（書類の送達）
（意見聴取調書の作成）	（書類の送達）
第三十六条 主宰者は、意見聴取の終了後、次に掲げる事項を記載した別記様式第十一号の意見聴取調書を速やかに作成し、これに記名押印しなければならない。	第四十二条 公安委員会がこの規則の規定により送達する書類は、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便による送達又は交付送達により、その送達を受けるべき者の住所又は居所（事務所及び事業所を含む。）に送達するものとする。
一 事業の件名	（施行規則第四十七条及び第四十八条の規定による送達又は交付送達により、その送達を受けるべき者の住所又は居所（事務所及び事業所を含む。）に送達するものとする。
二 意見聴取の期日及び場所	（施行規則第四十七条及び第四十八条の規定による送達又は交付送達により、その送達を受けるべき者の住所又は居所（事務所及び事業所を含む。）に送達するものとする。
三 主宰者（公安委員会が主宰者である場合にあつては、出席した公安委員）の職名及び氏名	（施行規則第四十七条及び第四十八条の規定による送達又は交付送達により、その送達を受けるべき者の住所又は居所（事務所及び事業所を含む。）に送達するものとする。
四 関係指定暴力団員及び参考人の氏名及び住所	（施行規則第四十七条及び第四十八条の規定による送達又は交付送達により、その送達を受けるべき者の住所又は居所（事務所及び事業所を含む。）に送達するものとする。

附 則	附 則
（会規則第九号）抄	（会規則第九号）抄
1 この規則は、平成六年四月一日から施行する。	1 この規則は、平成六年四月一日から施行する。
2 この規則による改正前の警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者による講習等に関する規則、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則、警備員等の検定に関する規則、指定車両移動保管機関等に関する規則、遺失物取扱規則、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規則及び暴力団員による不當な行為の防止等に関する法律の規則に基づく聴聞の実施に関する規則に規定する様式による書面については、当分の間、それぞれ改正後のこれらの規則に規定する様式による書面とみなす。	2 この規則による改正前の警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者による講習等に関する規則、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則、警備員等の検定に関する規則、指定車両移動保管機関等に関する規則、遺失物取扱規則、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規則及び暴力団員による不當な行為の防止等に関する法律の規則に基づく聴聞の実施に関する規則に規定する様式による書面については、当分の間、それぞれ改正後のこれらの規則に規定する様式による書面とみなす。
（委員会規則第二五号）	（委員会規則第二五号）
附 則	附 則
（平成六年九月二六日国家公安委員会規則第二五号）	（平成六年九月二六日国家公安委員会規則第二五号）
1 この規則は、公布の日から施行する。	1 この規則は、公布の日から施行する。
（委員会規則第一八号）抄	（委員会規則第一八号）抄
附 則	附 則
（平成九年九月二九日国家公安委員会規則第一八号）	（平成九年九月二九日国家公安委員会規則第一八号）
1 この規則は、行政手続法の施行の日（平成六年十月一日）から施行する。	1 この規則は、行政手続法の施行の日（平成六年十月一日）から施行する。
（委員会規則第一一〇号）	（委員会規則第一一〇号）
附 則	附 則
（平成一二年三月三〇日国家公安委員会規則第一一〇号）	（平成一二年三月三〇日国家公安委員会規則第一一〇号）
1 この規則は、平成十二年四月一日から施行する。	1 この規則は、平成十二年四月一日から施行する。
（委員会規則第九号）抄	（委員会規則第九号）抄
（経過措置）	（経過措置）
2 民法の一部を改正する法律附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に關するこの規則による改正規定の適用については、第二条の規定による警備員等の検定に關する規則第六条第三項第三号の改正規定及び第四条の規定による古物營業法施行規則第一条第三項第一号ハの改正規定を除き、なお從前の例による。	2 民法の一部を改正する法律附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に關するこの規則による改正規定の適用については、第二条の規定による警備員等の検定に關する規則第六条第三項第三号の改正規定及び第四条の規定による古物營業法施行規則第一条第三項第一号ハの改正規定を除き、なお從前の例による。
4 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。	4 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

**附 則（平成一五年三月五日国家公安委員会規則第一号）**

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

**附 則（平成二〇年七月一六日国家公安委員会規則第一四号）抄**

この規則は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十八号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十年八月一日）から施行する。

**附 則（平成二四年一〇月一七日国家公安委員会規則第一一号）**

この規則は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年十月三十日）から施行する。

**附 則（令和元年六月二一八日国家公安委員会規則第三号）抄**

1 この規則は、令和元年七月一日から施行する。

**附 則（令和二年一二月二八日国家公安委員会規則第一三号）**

（施行期日）

第一条 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

2 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

**別記様式第1号（第9条関係）**

別記様式第1号（第9条関係）	
代理人入場届出書	年月日
公安委員会 殿	住所
氏名	（捺印）
年月日ににおいて行われる意見聴取についての手続をすることを要する場合は、下記の手続をとること。	
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。	
参考 1 代理人による意見聴取に対する出席が認められない場合は、別紙に記載のとおり実施すること。 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。	

**別記様式第2号（第14条関係）**

別記様式第2号（第14条関係）	
意見聴取通知書	年月日
公安委員会 殿	年月日
下記の暴力団に対する暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定による意見聴取の実施に係る旨の同法第1項の意見聴取を下記のとおり実施します。	
参考 1 あなた又はあなたの代理人が正當な理由がないで出席しなかったときは、意見聴取を行わないで上記の暴力団員の行為を止めさせることはありません。 2 あなたが代理入室を認められることは認めません。 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。	

**別記様式第2号の2（第14条関係）**

別記様式第2号の2（第14条関係）	
意見聴取通知書	年月日
公安委員会 殿	年月日
下記の指定暴力団に対する暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定による意見聴取の実施に係る旨の同法第1項の意見聴取を下記のとおり実施します。	
参考 1 あなた又はあなたの代理人が正當な理由がないで出席しなかったときは、意見聴取を行わないで上記の暴力団員の行為を止めさせることはありません。 2 あなたが代理入室を認められることは認めません。 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。	

**別記様式第2号の3（第14条関係）**

別記様式第2号の3（第14条関係）	
意見聴取通知書	年月日
公安委員会 殿	年月日
下記の指定暴力団に対する暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定による意見聴取の実施に係る旨の同法第1項の意見聴取を下記のとおり実施します。	
参考 1 あなた又はあなたの代理人が正當な理由がないで出席しなかったときは、意見聴取を行わないで上記の暴力団員の行為を止めさせることはありません。 2 あなたが代理入室を認められることは認めません。 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。	

別記様式第3号（第14条関係）

別記様式第4号（第14条関係）

別記様式第5号（第16条関係）

別記様式第3号(第14回用)		提出年月日
差見監査認定通知書		
会員登録番号	年月日	年月日
あたたかお対する権利回復による不法な行為の際に営業を停止する旨を請求。年月日現在の現状によるものに従事回数34回迄の差見監査を了却したことより、差見監査を終了しての出頭をめざし通り御坐ります。記		
差見監査の期日	年	月
	時	分から。
差見監査の場所		
注記欄		
注記欄		

参考 1 あなた又はあなたの代理人が正当な理由がなくて出退しをしたときは、意見聴取を行ひて命令をすることがあります。あなたが事務官の職務であるときはその地位を受け継ぐだにても同様です。

2 あなたが代理人を意見聴取に出席せよとするときは代理入1人を連任し、意見聴取の聽取までに代理人連任届出書を提出してください。

3 あなたはあなたの代理人は、意見聴取において、事案について意見を述べか、有利于被聴取者を主張することができます。

- 別紙 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。  
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

規則第4号(第14回会議)		第 号
常 兼 勤 教 育 会 員		年 月 日
規		公務委員会
<p>あなたに付与する筆の用意は、5千円以下の行為の防止に関する法律実施、各種の規定の遵守、同様に第1項の規定による命令に従うる事等第3項の要件を下記のとおり定期実施しますので御理解あるようお願い致します。</p>		
期		
常 兼 教 員 の 姓 名	年	月
	時	(月-日)
常 兼 教 員 の 場 所		
他の命令をした理由		

備考 1 あなたが代理人を見習取扱に出向きようとするときは代理人1人を連帯し、見習取扱の請求によっては代理人連帯出資書を提出してください。  
2 あなた又はあなたの代理人は、見習取扱において、事業について意見を述べ、かつ、有効な質問を提出することができます。

別記式第3号(第16各団体)	
見聞録 提出場所 変更申出書	
年　月　日	
公安委員会 殿	
従 事 者	
年　月　日	
において行われる見聞録の場所	
については、下記のとおりやむを得ない理由があるので、変更を申し出 ます。	
記	
理　由	

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。  
2 不要な文字は、横線で消すこと。  
3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別紙様式第6号(第16各欄)			
第 号			
若見地図 提出者 姓 名			
年 月 日			
公 安 事 告 会			
年 月 日 において行うこととしている暴 殺の事件のうちのとおり変更したので通知します。 被害者の現状			
現 状	年 月 日	現 状	年 月 日
若見地図の 提出	年 月 日 時 分から	若見地図の 提出	年 月 日 時 分から
若見地図の 提出			

標準：1 不要な文字は、複数の箇所にて

## 別記様式第7号（第23条関係）

別記様式第7号（第23条関係）	
見 面 取 扱 方 法 手 順 書	年 月 日
主取手（公文書又は意見書 等の提出者となる場合、被 取扱者）の職名及び氏名	
被取扱者（公文書又は意見書 等の提出者となる場合、被 取扱者）の職名及び氏名	
被取扱を行った者の職名及び氏名 （記入欄）	
被取扱を行った者の職名及び氏名 （記入欄）	
被取扱を行った者の職名及び氏名 （記入欄）	
備考 用紙の大きさは、日本商業規格A-4とすること。	

## 別記様式第8号（第34条関係）

別記様式第8号（第34条関係）	
調 査 方 法 手 順 書	年 月 日
被取扱を行った者の職名及び氏名	
事 実 の 件 名	
証拠調を行った日時	
証拠調を行った場所	
証拠調に立ち会った 者の氏名及び住所	
問取調査事由（目的の 事実の確認）、取扱 事務の確認、取扱 事務の要旨又は執 務の體裁	
備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これ を添付すること。 2 用紙の大きさは、日本商業規格A-4とすること。	

## 別記様式第9号（第35条関係）

別記様式第9号（第35条関係）			
發 出 物 目 録	年 月 日		
主取手（公文書又は意見書 等の提出者となる場合、被 取扱者）の職名及び氏名			
被取扱（公文書又は意見書 等の提出者となる場合、被 取扱者）の職名及び氏名			
被取扱に上づけられた行為の認否等に関する證據の規定に基づく意見書等 の提出に附する封筒 27 枚又は封 28 枚の規定により開封者が開封しらず用意した用紙の物件を添置した。 （記入欄）			
被取扱の件名			
被取扱の件名			
被取扱の件名			
被取扱を受けた日時			
被取扱の件名			
被 取 扱 者 名 称	被 取 扱 者 名 称	被 取 扱 者 名 称	被 取 扱 者 名 称
被 取 扱 者 名 称	被 取 扱 者 名 称	被 取 扱 者 名 称	被 取 扱 者 名 称
備考 用紙の大きさは、日本商業規格A-4とすること。			

-1-

## 別記様式第10号（第35条関係）

別記様式第10号（第35条関係）			
道 付 送 書	年 月 日		
主取手（公文書又は意見書 等の提出者となる場合、被 取扱者）の職名及び氏名			
被取扱（公文書又は意見書 等の提出者となる場合、被 取扱者）の職名及び氏名			
被取扱の物件の運行を受けて、領收した。 （記入欄）			
被取扱の件名			
被 取 扱 者 名 称	被 取 扱 者 名 称	被 取 扱 者 名 称	被 取 扱 者 名 称
被 取 扱 者 名 称	被 取 扱 者 名 称	被 取 扱 者 名 称	被 取 扱 者 名 称
備考 1 「日付」欄の記載は、開收者において行うこと。 2 用紙の大きさは、日本商業規格A-4とすること。			

別記様式第11号（第36条関係）	
見 見 檢 索 書 年 月 日	
主軍者の職名及び氏名	
事 実 の 件 名	
見 見 檢 索 の 場 合	
見 見 檢 索 の 場 所	
当当事者の氏名及び姓 名（代表人・大蔵人等の 氏名及び住所）	
被檢査者の氏名及び姓 名及び住所	
被検査人の氏名及び住 所	
被檢査者の会員の有 無（会員登録の有無 した場合ははその 理由）	

別記様式第11号（第36条関係）	
被檢査者の進行の履歴	

備考 1. 別記の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これ  
と併せて提出すること。  
2. 見見検査を公報しないこととした場合はおけり当該公報に係る部  
門の課長の署名を記入すること。  
3. 用紙の大きさ3は、日本通常規格A4とすること。